平成２７年（フ）第２０５０号
横浜市都筑区勝田町741番地２　ＴＯＭＯハイツ105号
破産者　渡邉　元人
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６０号
（住民票上の住所）横浜市金沢区柴町345番地17　ベイサイドパーク201
破産者　齊藤　隆志
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９７号
神奈川県海老名市上今泉３丁目10番５号　サンガーデン吉田207
破産者　畑本　宏一
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３８号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘39番２号　第一初音荘201号
破産者　千葉　由則
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１３号
神奈川県海老名市さつき町２丁目19―401
東急ドエル海老名プラザ、住民票上の住所神奈川県厚木市中依知118番地３
破産者　高部　賢二
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６３号
相模原市南区新戸2688番地24
破産者　尾崎　勝広
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３６号
静岡県富士市錦町１丁目10番11号　プラザ錦町104号
破産者　郷原　壽雄
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５３６号
愛知県新城市一鍬田字西浦26番地、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀551番地の１
破産者　中西　久子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
福岡県大牟田市大字吉野1362番地１
破産者　橘　竜太郎
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１０６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2615番地17　３－１－３、前住所佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1907番地１　アクアグリーン江北102
破産者　長友千代子
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３６５号
北海道千歳市北光４丁目５番18号　リヴレ510ＶＩＡ号、開始決定時の住所北海道千歳市北光３丁目10番21号
破産者　寺田　博信
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２号
青森県五所川原市大字田川字薮里146番地21
破産者　高島　真美
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７５１号
仙台市太白区泉崎１丁目33番10―606号
破産者　田村真佐子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６０号
仙台市宮城野区福室３丁目32番16号
破産者　菅原　美恵
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
岐阜県大垣市赤坂町3795番地１
破産者　伊藤　勝輝
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９５号
静岡県富士市岩本81番地の１山崎借家５号、前住所静岡県富士市中里1807番地の11
破産者　川合　利治
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２７号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271番地の127
破産者　後藤マリ子
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第６８０号
名古屋市中村区藤江町４丁目８番地の２　ノアーズアーク中村202号
破産者　下野　　守
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７２号
名古屋市千種区今池１丁目17番９号　コーポ高山２Ｂ号
破産者　緑の館こと　古屋　保文
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部